

## 第213回宮城県都市計画審議会議事録



## 第 2 1 3 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：令和 8 年 3 月 1 9 日（木）  
午後 2 時から午後 2 時 4 5 分まで  
場 所：県行政庁舎 4 階 特別会議室  
(W e b 併用)

### ○次第

- 1 開 会
- 2 報 告  
第 2 1 2 回宮城県都市計画審議会議案の処理について
- 3 議案審議（3 件）  
議案第 2 4 1 8 号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について  
議案第 2 4 1 9 号 仙塩広域都市計画下水道の変更について  
議案第 2 4 2 0 号 仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

## ○出席委員

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 阿留多伎真人 | 尚綱学院大学名誉教授            |
| 内田美穂   | 東北工業大学工学部教授           |
| 志水田鶴子  | 仙台白百合女子大学教授           |
| 千葉琢夫   | 元宮城県住宅供給公社常務理事        |
| 増田聡    | 帝京大学・東北大学教授           |
| 吉田朗    | 東北芸術工科大学教授            |
| 永井春信   | 農林水産省東北農政局長（代理）       |
| 吉田昭二   | 国土交通省東北運輸局長（代理）       |
| 西村拓    | 国土交通省東北地方整備局長（代理）     |
| 杉本伸正   | 宮城県警察本部長（代理）          |
| 菅原茂    | 宮城県市長会会長（気仙沼市長）（代理）   |
| 高橋啓    | 宮城県議会議員               |
| 枡和也    | 宮城県議会議員               |
| 佐藤良一   | 宮城県町村議会議長会会長（女川町議会議長） |

（以上14名、敬称略）

## ○審議結果

- ・ 議案第2418号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について
- ・ 議案第2419号 仙塩広域都市計画下水道の変更について
- ・ 議案第2420号 仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

【議決】 原案を承認する。

## 1 開会

○事務局（久保副参事） ただいまから第213回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

### （1）会議の成立

○事務局（久保副参事） ただいまから第213回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、14名の委員の御出席をいただいております。定足数の10名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。ここで傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。

次に、Web会議システムで参加されている委員の皆様には3点お願いがございます。1点目、発言者の音声聞き取りやすくなるよう、御発言の時以外は、常にマイクをミュートの状態にしてください。2点目、発言される際は、カメラに向かって挙手いただき、議長が指名するまで、挙手の状態でお待ちください。議長から指名を受けましたら、マイクのミュートを解除し、お名前をおっしゃってから、御発言ください。最後に3点目、各議案の採決に入りましたら、議長の採決の問いかけに対し、ミュートを解除して御異議の有無について御発声ください。御発声の後には再びミュートの状態に戻してください。なお、もし事務局の画面が映らなくなった場合は、復旧するまでそのままでお待ちください。

続きまして、本日の配布資料についてですが、Web会議システムで参加されている委員の皆様には、事前に資料を送付させていただいておりますので、そちらを御準備願います。資料は全部で9種類ございます。座席図、委員名簿、次第、議案書、参考資料、別冊、都市計画審議会条例、宮城県都市計画審議会議事運営規則、最後に第212回審議会議事録でございます。

それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、増田会長、よろしくをお願いいたします。

### （2）議事録署名人の指名

○増田議長 それでは、本日もよろしくをお願いいたします。初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。千葉琢夫委員と高橋啓委員をお願いいたします。

## 2 報告（第212回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について）

○増田議長 続きまして、第212回の審議会における議案の処理結果について、事務局から報告いたします。

○事務局（柴田都市計画課長） それでは、お手元の議案書2ページをお開きください。前回の第212回審議会におきまして御審議いただきました、議案第2415号「特殊建築物の敷地の位置について」、議案第2416号「大崎広域都市計画道路の変更について」、議案第2417号「仙南

広域都市計画道路の変更について」につきましては、処理結果に記載の通り、所定の手続きを全て完了しております。以上でございます。

- 増田議長 前回までの議案の処理結果について、委員の皆様から何か御質問はありますでしょうか。特段の御意見はないようですので、以上で第212回の審議会における議案の処理状況の報告について、終わりたいと思います。

### 3 議案審議

- 増田議長 続きまして、議案の審議に入ります。本日の議案は、議案第2418号から議案第2420号までの3件となっております。円滑な議事運営に努めてまいりますので、御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第2418号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

#### 議案第2418号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について

- 事務局（柴田都市計画課長） それでは、議案第2418号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。お手元の議案書3ページをお開きください。

今回の変更は、「仙塩広域都市計画の区域区分」を変更するものです。区域区分とは、都市計画区域を、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に市街化を図るべき区域と、市街化を抑制すべき区域とに区分することをいいます。まず、区域区分の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における位置づけを御説明いたします。

お手元の参考資料1ページをお開きください。こちらは、「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を抜粋したものです。仙塩広域都市計画区域では、昭和45年に区域区分を定め、その後8回の見直しを行ってまいりました。都市計画区域において定められる都市計画は、この整備、開発、及び保全の方針に即したものでなければならず、都市計画法に定められております。現在の「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、令和6年6月に改定しており、その中で、「1 区域区分の方針」で示していますように、人口の規模や産業の規模等を定めております。「①人口の規模」については、市街化区域の概ねの人口が、表中の赤の下線のとおり、基準年である令和2年の141万9千人から、令和12年には、142万2千人に増加すると推計しております。「②産業の規模」については、製造品出荷額等が、同じく表の赤の下線のとおり、基準年である令和元年の2兆4,647億円から、令和12年には2兆8,346億円に増加すると推計しております。

参考資料2ページをお開きください。あわせて、議案書5ページもお開きください。「2 区域区分を変更する場合の方針」においては、計画的な市街地整備の見通しがある区域を「特定保留地区」及び「一般保留地区」に位置づけしており、今回、区域区分を変更する地区は「一般保留地区」に位置付けられた地区です。「一般保留地区」とは、整備、開発及び保全の方針に位置付ける時点で、関係機関との調整は完了していないものの、事業を行う必要性と概ねの位置が決まっている地

区のこと、今後具体的な開発計画に加え、その計画に基づく関係機関との調整が完了した段階で、市街化区域に編入する地区のことをいいます。今回、区域区分を変更する利府町の「唄沢地区」は、「一般保留地区」に位置付けられており、黒四角で囲った範囲の2ポツ目、「高速道路インターチェンジ周辺について、幹線道路及び空港港湾等物流拠点へのアクセス性や周辺基盤整備状況あるいは企業誘致活動の進展などを勘案しながら、富県宮城の実現に向けて、地域経済を力強く牽引する“ものづくり産業”の発展と“新技術・新産業”の創出を支える産業地の形成を図る」地区としております。議案書5ページの総括図に図示した地区が、「唄沢地区」です。

議案書4ページをお開きください。次に、計画書について御説明いたします。「1 市街化区域及び市街化調整区域の区分」ですが、只今御説明しました、利府町唄沢地区を、市街化調整区域から市街化区域に編入するものです。「2 人口フレーム」には、今回変更後の「都市計画区域内人口」、「市街化区域内人口」、「市街化区域に配分する人口」、「市街化区域編入を保留する人口」を示しております。表の上から2番目右側の142万2千人という値は、令和6年6月に策定した「整備、開発及び保全の方針」における、目標年の市街化区域内人口推計値であり、市街化区域へ区域を編入する都度、その下の「配分する人口」に、編入人口を加算していきます。今回、編入する利府町唄沢地区は商業・工業業務地の土地利用を想定しているため、今回の変更による人口配分の変更はございません。次に、「3 変更の理由」ですが、「唄沢地区」について、今回、その位置及び規模が確定し、事業実施の確実性が得られたことから、良好な市街地形成を図るため、市街化区域に編入するものです。

議案書6ページをお開きください。「唄沢地区」の計画図を示しております。

参考資料3ページをお開きください。資料上段の現況写真に赤囲いしている範囲が、市街化区域に編入する区域です。資料下段は土地利用計画図です。当該地区は、利府しらかし台インターチェンジや、県道塩釜吉岡線に隣接しているという交通条件を活かし、商業、工業地の形成を図るものです。市街化区域への編入面積は約75.8ヘクタールです。

なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。以上で、議案第2418号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 今、事務局から説明がありました議案第2418号について、御意見や御質問等ございますでしょうか。特に委員の皆様から御意見がないようであれば、お諮りしたいと思います。それでは、議案第2418号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

**【議決】** 議案第2418号：原案のとおり承認する（賛成14名、反対0名）。

議案第2419号 仙塩広域都市計画下水道の変更について

○増田議長 続きまして、議案第2419号「仙塩広域都市計画下水道の変更について」を議案といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（角田都市環境課長） 都市環境課長の角田でございます。よろしくお願いたします。それでは、議案第2419号「仙塩広域都市計画下水道の変更」について御説明します。お手元の議案書「第2419号」を御覧ください。

7ページ及び8ページをお開きください。今回変更の計画書です。今回の変更は、都市計画利府町流域関連公共下水道「2. 排水区域」の変更を行うものです。8ページ下段に変更理由を記載しております。変更理由は、唄沢地区の区域区分の変更に伴い、快適で安全な質の高い生活環境の確保と公共用水域の水質保全等を図るため、汚水排水区域及び雨水排水区域の変更を行うものです。

ここで、公共下水道について簡単に御説明いたします。公共下水道とは、家庭や工場などの事業所からの下水を直接に受け入れる下水道で、原則として市町村が所管しております。この公共下水道のうち下水処理場があるものを「単独公共下水道」と呼び、下水処理場がなく下水道管の下流（流末）を都道府県が所管する「流域下水道」につなぐものを「流域関連公共下水道」といいます。

本来、流域関連公共下水道については市町村決定となりますが、「利府町流域関連公共下水道」は、その排水区域の一部が他の市町村にもわたるため、都市計画法に基づき、県が都市計画の変更を行うものです。

議案書9ページから10ページをお開きください。今回変更の総括図です。図面上が北側、左下が仙台市方面、右上が松島町方面です。右側の凡例に示すとおり、灰色着色が既決定の区域、赤色着色が今回追加する区域です。

参考資料4ページをお開きください。図面左下に緑破線で囲んだ範囲は、「利府町流域関連公共下水道」において、排水区域が利府町と多賀城市の2市町にわたっている箇所を示しております。

参考資料5ページをお開きください。先程、御覧いただいた図面箇所の拡大図になります。図面上段に示すとおり、現在の「利府町流域関連公共下水道」は、緑色で着色した排水区域が、利府町及び多賀城市の2市町にわたっています。これらのことから、資料下段に記載の都市計画法第15条等に基づき、県が都市計画の変更を行うものです。

議案書9ページをお開きください。図面右下側を御覧ください。今回の変更により、「利府町流域関連公共下水道」の汚水に係る排水区域の面積を約1,174ヘクタールから約1,250ヘクタールへ変更します。

議案書10ページをお開きください。同様に、雨水に係る排水区域の面積を約1,002ヘクタールから約1,078ヘクタールへ変更します。以上で議案第2419号の説明を終わります。

縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 ただいま事務局から議案第2419号の説明がありました。先ほどの議案第2418号での編入に伴って、下水道の区域も変わるという案でしたが、この件について御意見や御質問等ございますでしょうか。排水区域と汚水区域とが微妙に異なるのですが、一部、片方にしか含まれていない地域があるので、その分だけ少しずれがあるということのようです。特に委員の皆様から御

意見がないようであれば、お諮りしたいと思います。それでは、議案第2419号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

**【議決】議案第2419号：原案のとおり承認する（賛成14名、反対0名）。**

#### 議案第2420号 仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

○増田議長 続きまして、議案第2420号「仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を議案といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（柴田都市計画課長） それでは、議案第2420号「仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」御説明いたします。

お手元の議案書12ページをお開きください。「1. 仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」についてですが、本文につきましては、別に添付しております、別冊にて後ほど御説明いたします。「2. 変更理由」としましては、人口減少・高齢化の進展などの社会情勢の変化に対応した都市機能集約の推進と都市間ネットワークの維持・充実、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる富県宮城の実現などに向けて、方針の変更が必要となったものです。

資料の右上に議案第2420号別冊と記載しております「仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」を御覧ください。本日は、こちらの内容について一部を抜粋して御説明いたします。なお、資料の中身を追う際の目安として、御説明箇所青色マーカーを引いております。

裏面の、目次をお開きください。整備、開発及び保全の方針（案）は、大きく3つの項目、「都市計画の目標」、「区域区分の決定の有無」、「主要な都市計画の決定の方針」で構成されております。

1ページを御覧ください。『序・仙南広域都市計画区域における都市づくりの基本的課題』についてです。今回の見直しは、【自然環境・景観の保全】、【富県宮城の実現】、【コンパクト・プラス・ネットワークの推進】、【災害対策の強化】の4つの視点を課題と捉え見直しを行うものでございます。

2ページをお開きください。大きい項目1つ目の『1都市計画の目標』の「①目標年次」についてです。本方針全体は、令和2年を基準年とし20年後の令和22年の都市の姿を展望したもので、「都市施設の整備」については10年後の令和12年を想定したものです。つぎに、「②都市計画区域の範囲及び規模」についてです。

3ページをお開きください。おおむねの人口については、基準年の令和2年で13万9千6百人、目標年の令和22年で11万4千9百人を見込んでおります。また、おおむねの産業規模について

は、製造品出荷額等は、令和2年で6,276億円、令和22年で7,015億円を、年間商品販売額は、令和2年で2,279億円、令和22年で3,108億円とそれぞれ推計しており、産業規模は増加傾向を見込んでおります。

4ページをお開きください。「(2)都市づくりの基本理念」についてです。先ほどの「4つの基本的課題」を踏まえて、都市づくりの基本的な方向性として【Ⅰ.都市間の交流、資源の共有により、個性豊かな都市が連携する一体的な都市圏づくり】、【Ⅱ.広域交通の利便性、美しい自然環境と歴史・文化を活かした魅力ある産業地づくり】、【Ⅲ.災害に強く、生活サービス機能が集約した、安全で質の高い暮らしやすい生活空間づくり】、の3点を定めており、仙南広域の将来像を『蔵王連峰に抱かれた地域資源を活かして、圏域内外の人と文化が交流し、安心して住み続けられる広域生活圏の形成』としております。

5ページをお開きください。基本方針について説明いたします。基本方針の1つ目【Ⅰ.都市間の交流、資源の共有により、個性豊かな都市が連携する一体的な都市圏づくり】については、JR東北新幹線やJR東北本線、阿武隈急行線といった鉄道、東北縦貫自動車道や山形自動車道、国道4号などからなる広域交通網を活かし、本区域と周辺の都市圏における広域的な人や物の交流促進により、地域の活性化を図っていきます。

6ページをお開きください。基本方針の2つ目【Ⅱ.広域交通の利便性、美しい自然環境と歴史・文化を活かした魅力ある産業地づくり】については、東北縦貫自動車道及び山形自動車道のインターチェンジ周辺や国道4号沿道などの高速広域交通の利便性が高い地域にて、新たな工業・物流施設用地を確保すること。また、蔵王連峰の山並み、ふもとに広がる田園風景と相まってその真価を發揮している観光資源や、白石城、船岡城址、村田伝統的建造物群保存地区などの歴史・文化資源の活用を図っていきます。

7ページをお開きください。基本方針の3つ目【Ⅲ.災害に強く、生活サービス機能が集約した、安全で質の高い暮らしやすい生活空間づくり】については、東日本大震災後の地震被害想定や浸水想定区域図などの災害リスクに関する各種調査結果をもとに、「流域治水」などの取り組みの推進を図ること。また、人口減少が進み、市街地の人口密度が低下することで、商業や医療、福祉、公共交通などの生活サービス機能の維持が困難になることが懸念されることから、居住や生活サービス機能を計画的に更新、集約することで住民の生活利便性の維持、向上を図っていきます。

11ページをお開きください。これまで御説明いたしました「都市づくりの基本方針」を示した付図でございます。赤丸で示した各市町の拠点や、青丸の産業拠点を中心に、主要幹線道路や高速道路、鉄道などの交通施設が、都市計画区域内、あるいは他圏域とネットワークでつながる都市構造を示しております。

12ページをお開きください。大きい項目2つ目、『2区域区分の決定の有無』についてです。本都市計画区域では、「住宅地や産業振興に伴い、市街地が無秩序に拡大することが見込まれない」ことから、引き続き、区域区分を定めないこととしております。

13ページをお開きください。大きな項目3つ目、「3主要な都市計画の決定の方針」についてです。「(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」の「①基本方針」として「居住や公共施設、生活サービス施設の計画的な更新・誘導による身近な生活圏の形成」、「市街地内低未利用地における新たな機能の整備や誘導、用途地域の変更などの検討」、「空き家等の適切な管理や利活用」、「インターチェンジ周辺などへの新たな産業の立地誘導や既存産業の維持」の4つを

定めております。

17ページお開きください。次に、「(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」の「1) 交通施設」についてです。「①基本方針」として「既存道路の有効活用による交通需要への対応、階層的道路ネットワークの構築」、「長期未整備の都市計画道路の必要に応じた見直し」、「地域の実情に合わせた総合交通体系の構築」の3つを定めております。

また、19ページには「③主要な施設の整備目標」として、おおむね10年以内を実施する予定の主要な事業をまとめております。

20ページお開きください。「2) 下水道及び河川」についてです。「①基本方針」として「既存施設の適正な維持、管理及び需要に応じた事業区域などの見直し」、「浸水区域の解消を図るための雨水排水施設整備の推進」、「多発する豪雨に対する安全性の向上に資する河川改修の推進」、「地域の景観や歴史・文化を活かした、水辺とまちが融合したかわまちづくりの推進」の4つを定めております。

21ページには「③主要な施設の整備目標」として、おおむね10年以内を実施する予定の主要な事業をまとめております。

22ページお開きください。次に「(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」についてです。「①基本方針」として、「賑わいのある商業市街地、安全性・快適性の高い住宅市街地の形成」、「産業の立地誘導時における計画的な土地利用と都市基盤の整備」の2つを定めております。なお、主要な事業の実施予定はございません。

23ページをお開きください。次に「(4) 自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針」についてです。「①基本方針」として、「都市における潤いの創出、レクリエーションの場、災害時の避難場所、気候変動への対応や生物多様性の確保など、多様な機能に資する公園・緑地整備の推進」、「長期未整備の都市計画公園・緑地の必要に応じた見直し」、「特徴的な風情を感じられるまち並みの保全・形成」、「「みやぎ蔵王」を活かした観光交流・インバウンドの促進、各観光施設のネットワークの形成」の4つを定めております。

25ページをお開きください。「③主要な施設の整備目標」として、おおむね10年以内を実施する予定の主要な事業をまとめております。

26ページお開きください。次に、「(5) 防災に関する都市計画の決定の方針」についてです。「①基本方針」として、「避難、救急活動、緊急物資輸送に資する広域的なネットワークの形成」、「建築物やライフラインの耐震化の促進、地すべり対策事業や砂防事業の推進、災害の危険性のある地域における市街化の抑制」、「水害に備えた河川管理施設の整備及び適切な維持・管理」、「ハード整備と合わせたソフト対策の充実」の4つを定めております。

28ページをお開きください。『仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 付図』をお示ししております。この図中に都市計画区域の範囲やこれまで御説明いたしました主要な事業、道路・鉄道ネットワーク、土地利用などを示しております。

参考資料として、現方針と今回の見直し案を比較した新旧対象表を添付しております。

また、本議案については、前回、第212回宮城県都市計画審議会において事前に報告させていただきましたが、報告内容の一部数値に錯誤がありましたので、訂正の上、案の縦覧を行っておりますことを御報告させていただきます。

なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。以上で議案第2420号の説明を終わ

ります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 いま、議案第2420号「仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」の御説明がありました。委員の皆様から、御意見、御質問等がございますか。私から2点御質問ですが、1点目は、河川や交通のところで山形、福島を越えて繋がっている部分がありますが、あまりその部分の議論がなかったように思われます。2点目としては、23ページの自然的環境の整備のところ、二つ目の四角に「長期未整備の都市計画公園・緑地の必要性に応じた見直し」と記載ありますが、具体的な検討は始まっているのでしょうか。以上の2点について、御説明をお願いいたします。

○事務局（柴田都市計画課長） まず、1点目の河川の部分ですが、確かに仙南地域の主要な河川である阿武隈川などにつきましては、福島県から仙南地域に入りまして、仙台湾に流れ込むということで、広域的な河川となっております。今回、想定いたしました部分については、特定都市河川などをイメージしており、特定都市河川浸水被害対策法に基づく指定となっておりますけれども、仙南5市町において、阿武隈川水系尾袋川や小田川を指定しておりますので、それらを加味しながら、河川の安全性というものについて記載させていただいております。そのため、広域的というよりは、地域に即した河川対策が促進されるような記載を念頭に作成したのになります。2点目の公園の部分についてですが、確かに当該地域の公園の長期未利用の部分については、まだ進んでいないと思いますが、新たな公園整備などでは、公園の都市計画決定の変更等を行っておりますので、今後、長期未整備の都市公園についても、都市計画道路と同様に、このような観点で見直しが図られるように市町村と連携しながら取組んでいきたいと考えております。

○増田議長 分かりました。

○吉田委員 一つ確認したいのですが、議案第2418号の議案における、利府町の工業団地の市街化区域編入については、特に異論はないのですが、この計画の区域編入に関連して、道路の見直しはしないのでしょうか。現在、この区域に繋がる道路というのは、インターアクセス用の細い道だけになっています。この開発を進めるに当たり、都市計画道路の見直しの是非について、伺いたいと思います。

○事務局（柴田都市計画課長） 議案書5ページの総括図をお開き願います。市街化区域に編入いたします、75.8haの唄沢地区ですが、この区域については、中央に仙台北部道路がありまして、それを挟んだ形で、市街化区域に編入させていただくものとなっております。高規格道路である仙台北部道路の変更は、今回、伴わないものとなっております。また、アプローチするための道路といたしまして、参考資料の3ページ下側に土地利用計画図を掲載しておりますが、唄沢地区からの発生集中量につきましては、中央にL字型で入ってまいります1本と防災調整池を挟んで入ります1本の2か所があり、唄沢地区への発生集中量を接続する道路となっております。主要地方道塩釜吉岡線自体の都市計画変更はないものの、こちらの部分についての右折レーンの整備がありますので、道路管理者と連携しながら、右折レーンの滞留長の変更を行うことで、当該地区に円滑に入れるよ

うな対策を行うと聞いております。また、ページ中央下部に記載あります3・4・239向ヶ丘沢乙線がありますが、この丸みを帯びた部分に道路がもう一か所接続しており、その部分についても、交差点の右折レーン等を確保しながら接続するとしており、以上の合計3か所で接続する形で発生集中量を全て対応することになってまいりますので、道路構造の変更としては右折レーンの構造変更のみを伴うという形になっております。県道自体は都市計画道路ではありませんので、道路断面としては、道路構造の規格変更のみとなっております。

○吉田委員 この区域の交通が集中する幹線道路というのは、このインターアクセス道路の上を超えて、しらかし台の住宅地の中を通る道に繋がるということなのでしょうか。

○事務局（柴田都市計画課長） インターチェンジの上ではなく、下に既存のボックスがありますので、そういったところを潜りながら、幹線道路である塩釜吉岡線に入っていく、塩釜吉岡線からは、しらかし台は通らず、北側の和町方面に抜ける路線があるのと、もう一つとしては、利府町の総合運動公園側に行く路線、最後に、しらかし台と青葉台の間を通り、利府の役場の方に繋がっていく路線の大きく3方向に交通を分配することでこちらの発生集中量については周辺への影響を少なくする工夫をしております。

○吉田委員 分かりました。関連してもう一つですが、逆にしらかし台ICに直接道路を接続しないのはどうしてなのでしょう。

○事務局（柴田都市計画課長） 出入り口が元々、北部道路の関係で決まっております、既存の交差点もあることから、しらかし台インターチェンジに直接というよりは、その交差点を生かして、県道塩釜吉岡線を一度経由した形で、しらかし台インターチェンジ乗ってもらうルートとして配分しています。ただ、直接、団地内から、しらかし台インターチェンジへのアプローチ道路は無いという状況です。

○吉田委員 分かりました。

○増田議長 今回は、都市計画道路の変更はないというお話でした。他に御意見や御質問はありますでしょうか。それでは、議案第2420号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

**【議決】** 議案第2420号：原案のとおり承認する（賛成14名、反対0名）。

○増田議長 審議案件は以上でございますそれでは、これで本日の会議を終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

○事務局（久保副参事） 以上をもちまして、第213回宮城県都市計画審議会を終了いたします。次回の開催日程につきましては、後日改めて御連絡を申し上げます。本日はありがとうございました。

令和8年3月19日（木）午後2時45分 閉会